

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の変更年月日
佐伯市	蒲江地区 1 上入津(1-1畠野浦、1-2楠本、1-3尾浦) 2 下入津(2-1竹野浦河内(元猿、高 山、河内西、河内東)、2-2西野浦(西野浦 西、西野浦中村、西野浦東、西野浦中川 原、西野浦洲の本)) 3 蒲江浦(3-1蒲江・河内、3-2猪串、3- 3小向、3-4小蒲江、3-5屋形島、3-6深島) 4 名護屋(4-1野々河内・森崎、4-2丸 市尾、4-3越田尾、4-4葛原、4-5波当津)	令和3年3月26日	令和4年3月28日 変更内容 中心経営体の農業者を2名 追加 ・中心経営体数36名→38名 ・経営体数は変更なし

1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	110.0ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	87.7ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	47.7ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	26.9ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	3.4ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	7.6ha
(備考)	

2 対象地区的課題

蒲江地区は海辺の比較的温暖な気候を活かし、いちご、きく、ハウスみかんを中心とした施設園芸及び波当津地域では早期米の栽培、畠野浦地域では企業参入によるレモンの栽培が盛んであり、新規就農者の受け入れも積極的に行っている。1-2楠本、1-3尾浦、2-1竹野浦河内、2-2西野浦、3-2猪串、3-3小向、3-4小蒲江、3-5屋形島、3-6深島、4-3越田尾については新たな担い手の確保が必要。

現状では、中心経営体が引き受け意向のある耕地面積(7.6ha)よりも、70才以上の農業者で後継者が未定または不明であるものの耕作面積(30.3ha)の方が多く、今後新たな農地の受け手の確保が必要。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

1上入津

1-1畠野浦の農地利用は、中心経営体である企業1経営体(レモン栽培の周辺)や認定農業者3経営体(いちごハウスの周辺)が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。

1-2楠本、1-3尾浦では、主に柑橘や施設園芸が行われているが、小規模の畠が点在し、大規模農家は不在で担い手となる人物が不足している。農地利用については、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。

2下入津

2-1竹野浦河内及び2-2西野浦では、主に柑橘や施設園芸が行われているが、小規模の畠が点在し、大規模農家は不在で担い手となる人物が不足している。農地利用については、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。

3蒲江浦

3-1蒲江・河内の農地利用は、中心経営体である認定新規就農者1経営体(いちごハウスの周辺)や認定農業者1経営体(きく栽培の周辺)や個人1経営体(ニラ栽培の周辺)が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。

3-2猪串、3-3小向、3-4小蒲江、3-5屋形島、3-6深島では、柑橘や施設園芸が行われているが、小規模の畠が点在し、大規模農家は不在で担い手となる人物が不足している。農地利用については、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。

4名護屋

4-1野々河内・森崎の農地利用は中心経営体である認定新規就農者1経営体(ハウスみかんの周辺)や認定農業者12経営体(きく栽培の周辺、いちごハウスの周辺、ハウスみかんの周辺)や個人1経営体(きく栽培の周辺)が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。

4-2丸市尾の農地利用は中心経営体である認定新規就農者1経営体(いちごハウスの周辺)や認定農業者2経営体(いちごハウスの周辺、きく栽培の周辺)が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。

4-3越田尾では、柑橘や施設園芸が行われているが、小規模の畠が点在し、大規模農家は不在で担い手となる人物が不足している。農地利用については、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。

4-4葛原の農地利用は、中心経営体である認定農業者3経営体が担う(いちごハウスの周辺)ほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。

4-5波当津の農地利用は、中心経営体であるや認定農業者4経営体(きく栽培の周辺)や集落営農組織1経営体(水稻栽培の周辺)が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

- ・新規就農者等への農地の斡旋には、農地中間管理機構を活用し円滑に行えるよう取り組む。
- ・将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。
- ・中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

中心経営体がない集落の場合

- ・入作を希望する認定農業者や認定新規就農者を受け入れるため、まとまりのある農地がある場合や、農地の生産効率向上のため畦畔除去事業(2圃場→1圃場)等を活用した農地情報を農業委員、推進委員及び農地中間管理機構等に情報提供を行う。